

調査レポート

消費税減税と給付付き税額控除の効果と課題

～物価高で伸び悩む消費が持ち直す起爆剤となるか？～

調査部 研究員 小林 啓介

- 個人消費は、物価上昇の影響で名目と実質の乖離が拡大している。名目では消費は堅調に増加し、足元ではコロナ禍前の約 1.2 倍にまで拡大している一方、実質ではようやくコロナ禍前の水準を回復した段階にとどまっている。
- 実質個人消費が伸び悩んでいる主な理由として、消費者マインドの悪化と実質可処分所得の減少が挙げられる。消費者が実感する物価上昇率は総務省が公表している消費者物価指数の伸びを大きく上回る 15%と非常に高い水準にあり、そのことが暮らし向きの悪化を通じて、家計の節約志向を強める一因になっている。また、所得の増加ペースが物価上昇に追いついておらず、実質可処分所得がコロナ禍前を下回ったままであることも、消費にとって逆風となっている。
- こうした状況を踏まえ、2025年10月に誕生した高市政権は物価高対策を最優先に取り組む方針を掲げた。すでに政府はエネルギーや食料品を中心に種々の物価高対策を実施しているが、次の一手として消費税減税と給付付き税額控除の実施が社会保障国民会議において議論されている。
- 消費税減税については、2026年2月の衆議院選挙で自民党が掲げた公約を踏まえると、食料品(除く外食、酒類)に課される消費税率が期限付きでゼロになる公算が大きい。その場合、消費者物価指数(総合)は約 1.6%ポイント押し下げられると試算でき、消費マインドの改善につながると期待される。ただし、過去の現金給付時などの経験を鑑みると、消費税減税による個人消費の押し上げ効果は限定的なものにとどまる可能性が高い。
- 他方、給付付き税額控除については、現時点でその全体像がまだ明らかとなっていない。例えば、米国で導入されている勤労所得税額控除(EITC)は低所得世帯の就労を促しつつ、所得が増えることによる働き控えをある程度抑えることに成功しており、日本でも勤労者世帯の負担を軽減する社会保障制度としての役割が期待される。加えて、限界消費性向の高い低所得者層を主な対象として設計できれば、全世帯が対象となる食料品減税に比べて、同一の財政コスト当たりの消費の押し上げ効果が 2 倍以上に大きくなる可能性がある。ただし、米国では受給手続きの複雑さや、それに起因する不正受給などが問題となっており、日本で導入する際には、そうした課題を考慮した制度設計が求められる。

1. はじめに

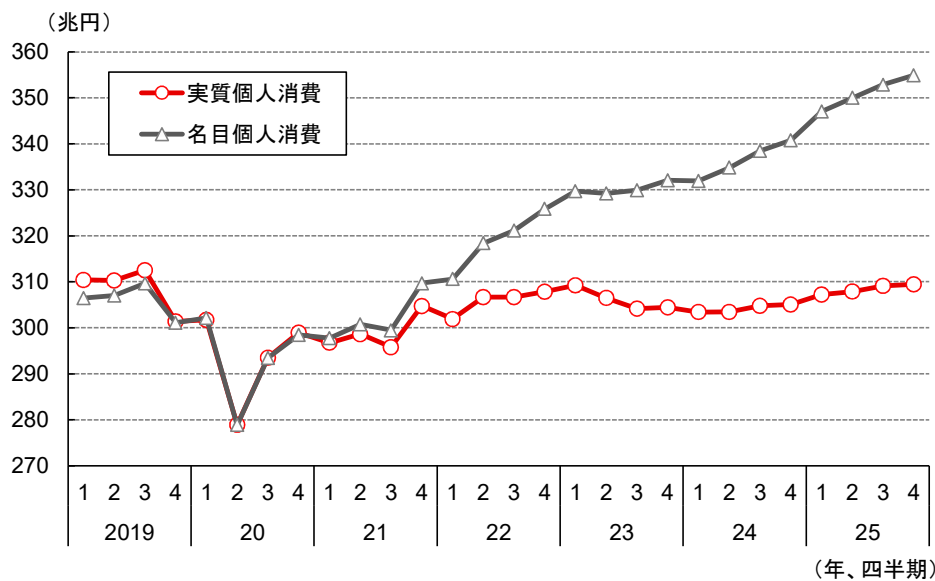
2026年2月8日の衆議院選挙において、自由民主党(以下、自民党)は歴史的な大勝を収め、戦後最多となる316議席を獲得した。選挙後に共同通信が実施した世論調査によると、有権者が今回の選挙で最も重要視したテーマは物価高対策(53%)であった。特に消費税減税については、議席を獲得した政党の多く(自民党、日本維新の会、中道改革連合、国民民主党、参政党、共産党)が選挙中に実施を主張したこともあり、今後、何らかの形で実施される公算は高いとみられる。詳細については、現在、超党派の「社会保障国民会議」で協議中だが、自民党が作成した選挙公約に沿えば、食料品の消費税率が現行の軽減税率8%からゼロに引き下げられるケースが有力だろう。また、高市政権は給付付き税額控除の導入にも意欲を示しており、自民党と日本維新の会との連立合意文書において給付付き税額控除の実現を図る旨が記載されていることから、今後、消費税減税とあわせて同制度の導入に向けた検討も進むとみられている。

こうした状況を踏まえ、本稿では個人消費とそれを取り巻く環境(物価、所得、マインド)の現状を整理したうえで、今後、導入される可能性がある消費税減税と給付付き税額控除に期待される効果と課題について考察する。

2. 個人消費の動向と周辺環境

2022年以降、個人消費(民間最終消費支出)は名目と実質の乖離が広がっている(図表1)。名目ベースで見た個人消費は堅調に増加しており、足元ではコロナ禍前の水準を大きく上回り、過去最高の更新を続けている。一方、実質ベースで見ると、個人消費は2024年4-6月期から直近2025年10-12月期まで7四半期連続で増加しているが、その伸びは緩やかにとどまっており、足元でようやくコロナ禍前の水準を回復したにすぎない。消費の伸びが実質では鈍い一方で、名目では堅調な増加が続いている理由は、ひとえにこの間に消費者物価の上昇が続いたことにある。

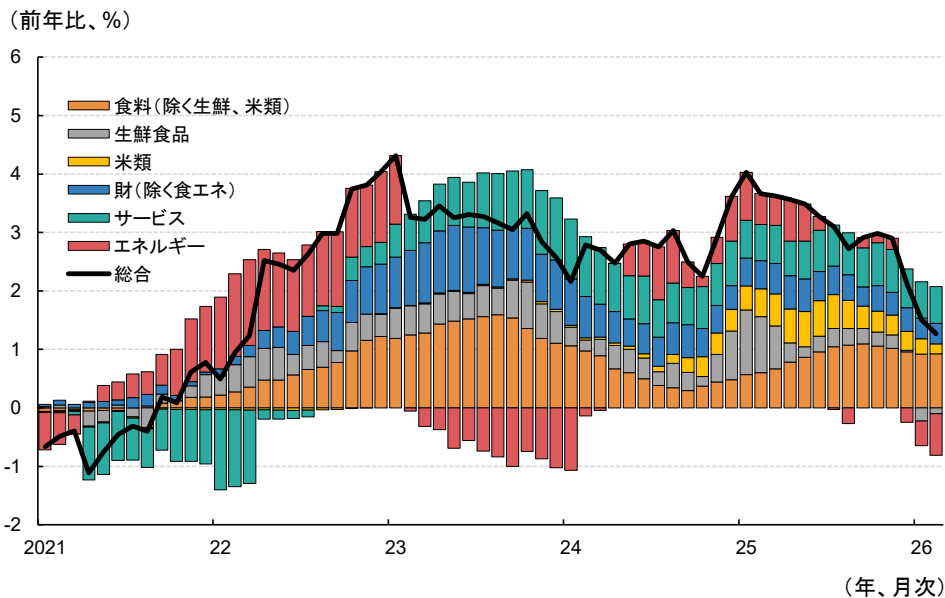
図表1 個人消費の動向



(出所) 内閣府「四半期別 GDP 速報」より作成

2022年以降、消費者物価はけん引役が入れ替わりながらも日本銀行が物価安定目標に掲げる前年比2%を上回る上昇を続けてきた(図表2)。当初、物価上昇の主因となったのが、世界的な資源価格の高騰である。原油や小麦など、世界中で取引されるさまざまな資源や原材料の価格が、新型コロナウイルスの感染拡大による供給制約への懸念などから高騰し、それが輸入価格の上昇を通じて国内にも波及した。さらに、2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵攻も、エネルギー価格の高騰に拍車を掛ける要因となった。その後、2023年には政府によるさまざまな物価高対策の効果もあり、物価上昇率は一旦ピークアウトしたものの、2024年の秋以降は米の価格が高騰したこともあって再び伸びが拡大した。ただし、足元では食料品価格の上昇が頭打ちとなりつつあることや、政府が2025年12月31日にガソリンの暫定税率を廃止したこともあって、2026年1月に消費者物価指数(総合)の前年比は2022年3月以来初めて2%を下回った。

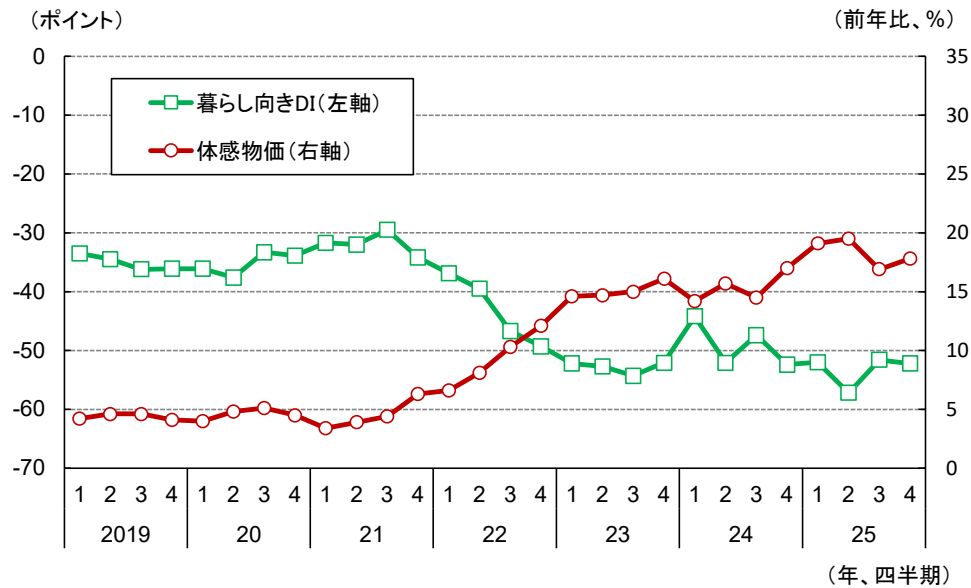
図表2 消費者物価指数(総合)の動向



(出所) 総務省「消費者物価指数(全国)」より作成

こうした消費者物価の上昇は、名目の個人消費を押し上げる一方で、実質では消費の伸び悩みの主因になってきたと考えられる。特に家計が実感する物価上昇は、消費者物価指数の上昇率を大きく上回って推移しており、それが消費者のマインドに悪影響を与えているとみられる。日本銀行が実施している「生活意識に関するアンケート調査」によると、「1年前に比べ現在の物価は何%程度変わったか」という質問に対する回答の平均値は、2023年以降15%前後の高い水準で推移している(図表3)。これは図表2で示した実際の物価上昇率を大幅に上回るものであり、食料品など生活に密接した物品の価格上昇が体感物価を押し上げている可能性がある。こうした認識の下で消費者の暮らし向きに関する実感を表す「暮らし向きDI」も低水準で推移しており、家計の節約志向が強まる一因になっているとみられる。

図表 3 消費者マインドと体感物価の動向



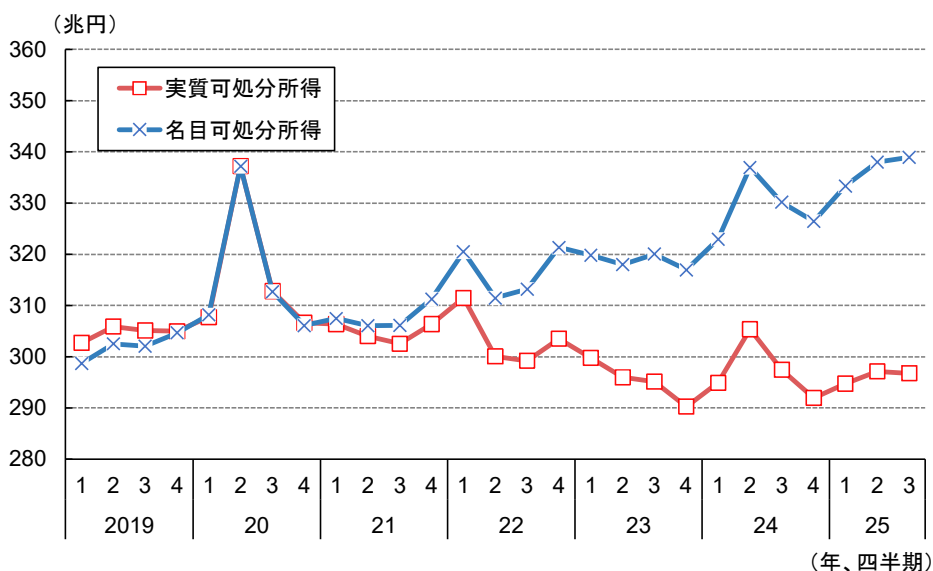
(注1) 暮らし向き DI は暮らし向きについて、「ゆとりが出てきた」から「ゆとりがなくなってきた」の回答割合を引いて算出

(注2) 体感物価は「1年前に比べ現在の物価は何%程度変わったか」という質問に対する回答の平均値

(出所) 日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」より作成

加えて、家計の所得の増加ペースが物価上昇に追いついていないことも、実質個人消費の伸び悩みにつながっている。家計の可処分所得は、名目では春闘での好調な賃上げなどを背景に 2021 年以降堅調に増加しており、直近 2025 年 7-9 月期には過去最高を記録している(図表 4)。しかし、実質ではコロナ禍前の水準を下回って底這いが続いており、この家計の実質的な購買力の低迷が、実質個人消費の伸びが緩やかにとどまる一因になっているとみられる。

図表 4 家計の可処分所得の動向



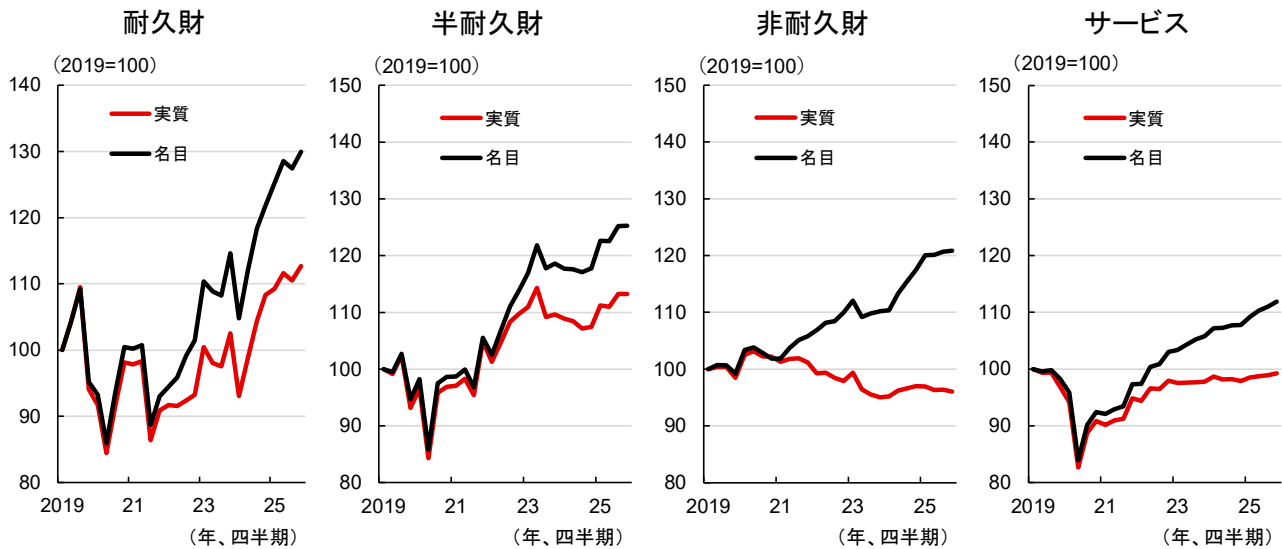
(出所) 内閣府「家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報」より作成

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。

(お問い合わせ) 調査部 E-mail: chosa-report@murc.jp, 担当(小林(啓)) TEL: 03-4334-6493

こうした状況の下で、個人消費は形態別に異なった動きを見せている(図表 5)。実質ベースの動きに着目すると、消費全体が伸び悩む中であっても、耐久財や半耐久財についてはコロナ禍前の水準を上回って増加している。一方、個人消費に占める割合の最も大きいサービスは横ばいにとどまっているほか、非耐久財は減少傾向にあり、直近 2025 年 10-12 月期には 2019 年対比で約 4%も減少している。家計は実質所得が伸びない中で、食料品などの身近な消費を抑制することにより、各々が必要とする消費の原資を捻出している可能性があり、家計のやりくりの工夫が垣間見られる。

図表 5 形態別個人消費の動向



(出所) 内閣府「四半期別 GDP 速報」より作成

3. 政府の物価高対策

このように、物価高の影響で実質個人消費が伸び悩んできた中、2025年10月に就任した高市首相は所信表明演説において、物価高対策を最優先に取り組む方針を掲げた。これまでも政府はエネルギーや食料品を中心に種々の物価高対策の実施を進めてきており、総務省や農林水産省の分析によると、一定程度の物価押し下げ効果があったことが明らかとなっている(図表6)。

図表6 政府の物価高対策と効果

政府による種々の物価高対策	物価高対策の効果(一部)
<p><u>エネルギー関連</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 電気・ガス料金への補助金 ガソリン暫定税率の廃止 LPガス価格高騰対策支援金 <p><u>給付金関連</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 重点支援地方交付金の実施(プレミアム商品券) 住民税不課税世帯への給付金 <p><u>食料品関連</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府備蓄米の市場放出 重点支援地方交付金への加算(お米券など) <p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 物価高対応子育て応援支援 高校授業料無償化の拡充 	<p><u>電気・ガス料金への補助金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 2026年2月の消費者物価指数(全国)を0.58%pt(電気代0.49%pt、ガス代0.09%pt)押し下げ <p><u>ガソリン暫定税率の廃止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 2026年2月の消費者物価指数(全国)を0.34%pt押し下げ <p><u>政府備蓄米の市場放出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年6月の消費者物価指数(全国)を0.2%pt押し下げ

(出所) 総務省「消費者物価指数(全国)」、農林水産省「今般の米の価格高騰の要因や対応の検証」より作成

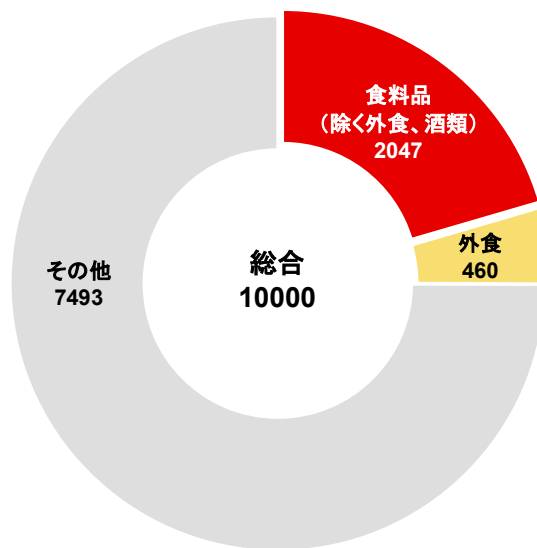
しかしながら、これらの政策はあくまで一部の品目に限定的な措置にとどまっていた。このため、生活全般にわたる物価上昇の抑制効果は限定的であり、消費者の体感物価を引き下げるまでには至らなかったとみられる。そうした中、2026年2月に行われた衆議院選挙では、物価高対策が国民にとって主要な関心事となった。こうした民意を受けて、現在、超党派の社会保障国民会議において、消費税減税や給付付き税額控除の制度設計に関する検討が進められている。具体的には、3月24日には経済学者やエコノミストらにより構成される有識者会議の初会合が実施されたほか、3月25日には第3回実務者会議において関係各所へのヒアリングなどが実施された。今後は、給付付き税額控除と食料品の消費税ゼロについて同時並行的に議論が進められ、2026年夏前を目途にその両者について中間とりまとめを行うことを目指している。

4. 消費税減税の効果と課題

高市首相は中低所得者層の負担軽減を目的として給付付き税額控除の導入を目指しており、それまでの「つなぎ措置」として家計負担を緩和するために消費税減税が検討されている。ここでは、消費税減税が消費者物価に与える影響を考察するとともに、それに伴い期待される消費の押し上げ効果についてみていく。

消費税減税の内容は協議中のため流動的だが、自民党が作成した選挙公約を踏まえれば、食料品の消費税率が現行の軽減税率 8%からゼロに 2 年間の期限付きで引き下げられるケースが有力とみられる。この場合、総務省が作成している消費者物価指数(総合)のうち、減税対象と想定される軽減税率対象の食料品(除く外食、酒類)が全体に占める割合は約 2 割に上る(図表 7)。

図表 7 消費者物価指数(総合)に占める食料品(除く外食、酒類)の割合

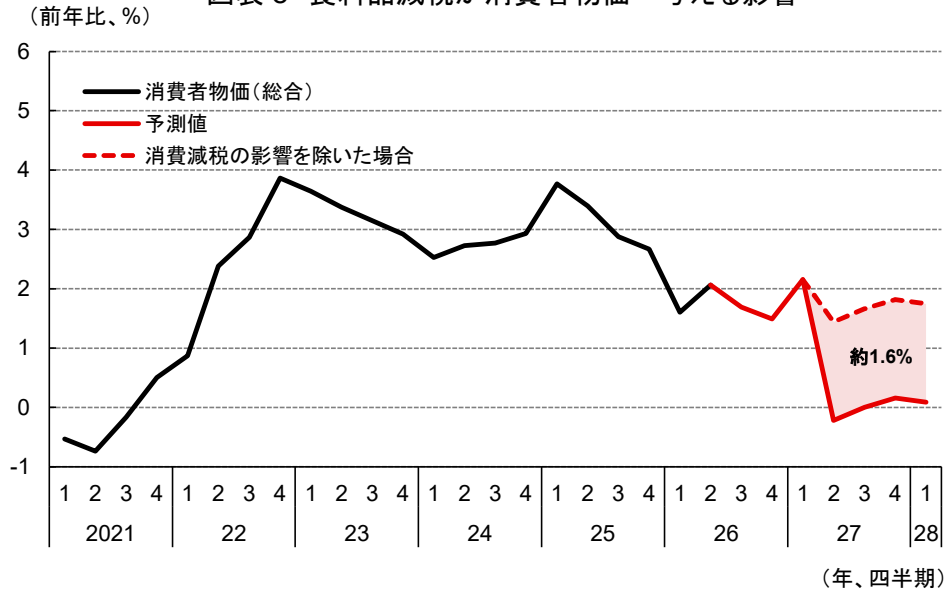


(出所) 総務省「消費者物価指数(全国)」より作成

消費税減税の実施時期は未定だが、仮に 2027 年 4 月から食料品(除く外食、酒類)に課される消費税率がゼロになった場合を想定しよう。その場合、消費者物価指数(総合)は約 1.6%ポイント(=8%×2047/10000)押し下げられると試算できる(図表 8)。物価水準を押し下げるまでには至らないものの、日本銀行が 2025 年 12 月に実施した「生活意識に関するアンケート調査」において物価上昇を困ったことだと認識している人が 86%に上ることを踏まえると、減税によって物価上昇率が抑制されるだけでも消費マインドの改善につながると期待される。

なお、消費税減税によって物価上昇率が下押しされるのは初年度に限られることに留意が必要である。また、食料品減税に伴う内食と外食の価格差拡大を懸念し、外食産業からも消費税率の引き下げを求める声が出ており、高市首相もそうした価格差への対処を行う可能性について言及している。このため、外食も減税の対象となる可能性があり、その場合の減税による消費者物価指数(総合)の押し下げ効果は約 2.1%ポイント(=8%×2047/10000+10%×460/10000)まで拡大することになる。

図表 8 食料品減税が消費者物価へ与える影響

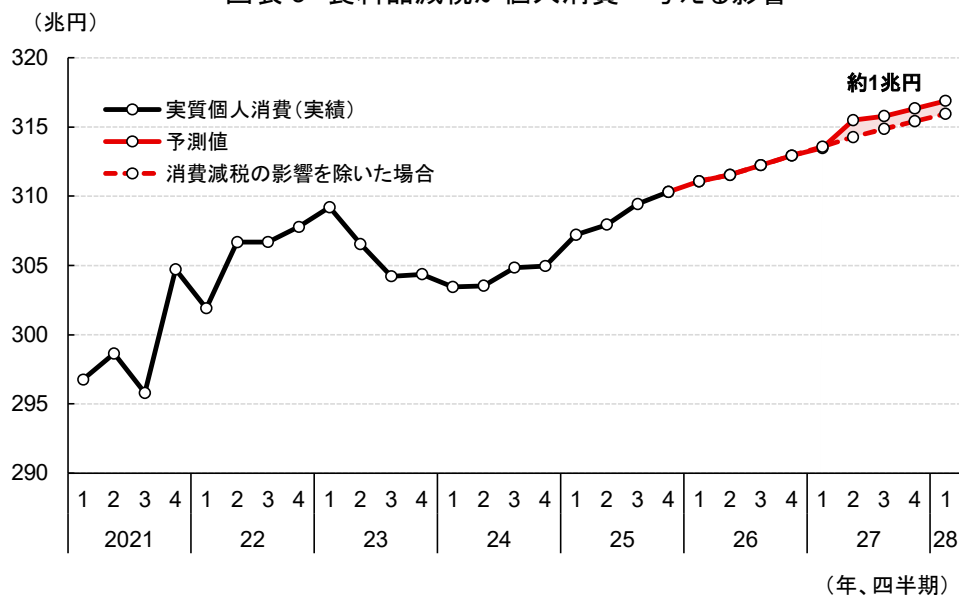


(注) 食料品(除く外食、酒類)に対して、27年度から2年間に限ってゼロ税率と仮定

(出所) 実績値は総務省「消費者物価指数(全国)」より作成、予測値はMURC推計

一方で、減税による消費の押し上げ効果については、限定的なものにとどまる可能性がある。その理由として、減税によって押し上げられる家計の実質的な購買力のうち、消費よりも貯蓄に回る方が多いとみられることが挙げられる。例えば、コロナ禍で一人当たり10万円の特別定額給付金(総額12兆7,000億円)が支給された際には、内閣府の事後検証によると、給付金のうち消費に回った割合は約22%だった。財務省の試算では、仮に食料品に対する消費税率がゼロに引き下げられた場合、減税規模は約5兆円に達する見込みである。消費税減税が実施された際にも減税分のうち消費に回る割合が2割程度だと仮定すると、個人消費の押し上げ規模は約1兆円となる(図表9)。これは、実質個人消費を0.32%、実質GDPを0.16%押し上げるにすぎない。

図表 9 食料品減税が個人消費へ与える影響



(出所) 実績値は内閣府「四半期別GDP速報」、予測値はMURC推計

なお、消費税減税については、いくつかの課題や懸念点がある。具体的には、①企業が減税分を十分に価格に反映しない、②減税が終了する際には増税ショックが発生する、③減税が想定の期限通りに終了できない、の3点が挙げられる。

①について、本稿では消費税の減税分がそのまま販売価格の低下につながると仮定した。しかし、減税に合わせて企業による値上げが実施されれば、消費と物価に与える政策効果は小さくなる。極端な例として、仮に減税分の8%値上げが実施されれば、国の税収が企業収益に付け替えられるだけとなり、消費者の恩恵はゼロとなる。

また、②について、減税終了時の反動も見逃せない。高市政権は消費税減税の終了と同時に給付付き税額控除の実施を検討しているが、その影響を考慮しなければ、減税の終了は8%の増税と同程度の下押し効果が発生することになる。元の消費トレンドに戻るだけという見方もできるが、マインドの悪化を通じてマイナスの影響が膨らむリスクもある。

一方、③のように、仮に期限付きで消費税減税を実施した場合、本当にその期限内で減税を終了できるのかという懸念もある。例えば、政府によって2022年1月に始まった燃料油価格激変緩和補助金（いわゆるガソリン補助金）は当初1カ月程度で終了する予定が幾度も延長された結果、最終的には暫定税率が廃止される2025年末まで4年間にわたって実施された。家計の負担増となる政策は有権者の支持を得にくいだけに、消費税減税についても期限が来た際に予定通り終了できず、予期せぬ財政負担となるリスクがある。

5. 給付付き税額控除の効果と課題

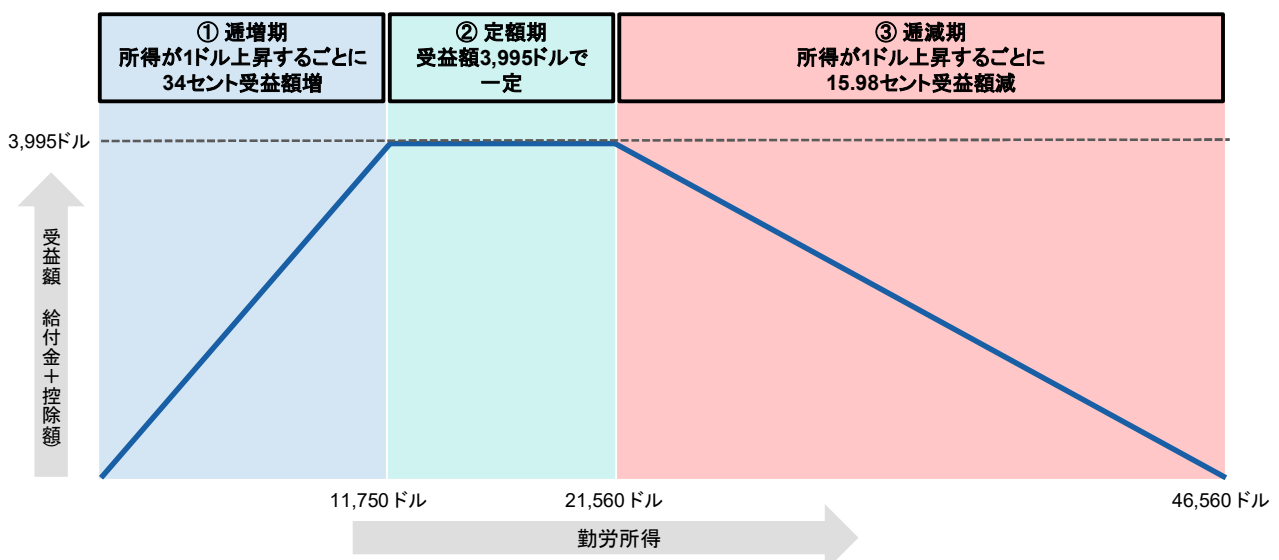
給付付き税額控除についても国民会議で検討が進められている。ただし、消費税減税に比べると、規模や対象、実施時期などに関する情報が少なく、現時点では消費税減税終了と同時期の導入が目指されているとの内容にとどまっている。もっとも、国民会議での議論や国会での法整備などのプロセスを踏まえると、消費税減税の開始は早くとも 2027 年度と見込まれることから、給付付き税額控除の導入は減税が終了する 2029 年度以降と考えられる。

制度面に関して、給付付き税額控除がすでに導入されている米国やカナダなどの各国でも、その内容は大きく異なっている。ここでは一例として米国で導入されている勤労所得税額控除（The Earned Income Tax Credit、以下 EITC）を紹介したい。

EITC は 1975 年に米国で導入された制度であり、低所得者層に対する支援と同時に就労・勤労意欲を向上させることを目的としている。説明のため、ここでは子供（19 歳以下もしくは 24 歳以下の学生、就労状況は問わない）1 人を育てる配偶者のいないひとり親の勤労者世帯を想定しよう。このとき、勤労所得が 11,750 ドルまでは追加所得 1 ドル当たり 34 セントの受益額（最大 3,995 ドル）を得られるが、11,750 ドル～21,560 ドルの間は一律で上限 3,995 ドルの受益額、21,560 ドルを超えると 1 ドル当たり 15.98 セントずつ受益額が逡減していき、最終的に勤労所得が 46,560 ドルで受益額がゼロという設計になっている（図表 10）。配偶者がいる場合は、夫婦合算の勤労所得を参照して、受益額が変動する。これにより、低所得者の就労を促しつつ、所得が増えることによる働き控えをある程度抑えることに成功している。EITC は複雑な設計のため一律での比較は難しいものの、上限である 46,560 ドルは世帯年収としては全世帯の下位 3 割程度であり、日本では 200 万円から 300 万円にあたる。もっとも、EITC はあくまで勤労者のみが対象であり、年金受給者は対象外であることから、勤労者世帯のみで見た場合はより下位に位置するとみられる。

多くの経済学者が EITC に肯定的な評価をしており、Meyer and Rosenbaum（2001）など複数の実証研究が EITC により母子家庭の就労率が高まり、貧困率が低下したと報告している。一方で、受給手続きの複雑さや、それに起因する不正受給などが問題点として指摘されており、日本で導入される場合にも、そうした課題を考慮した制度設計が求められる。

図表 10 米国における勤労所得税額控除の例

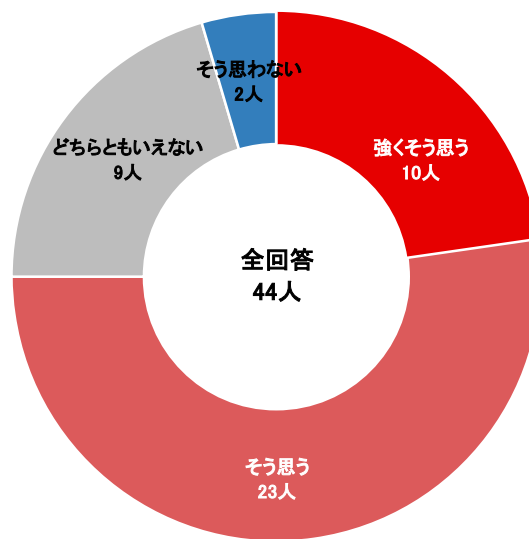


(注) 2023 年分、19 歳未満（学生であれば 24 歳未満）の同居中の子ども 1 人、配偶者を有さない勤労者の例
(出所) 米国議会調査局「The Earned Income Tax Credit (EITC): How It Works and Who Receives It」より作成

日本経済新聞と日本経済研究センターが国内経済学者を対象に実施している「エコミクスパネル」においても、給付付き税額控除の導入を税・社会保障制度として望ましいと評価した回答は全体の約75%に達している(図表11)。特に、低所得の勤労者支援に資する点が高く評価されている。一方で、短期的な景気刺激策としてではなく、恒常的な社会保障制度として検討すべきであるという意見のほか、制度設計次第では金融資産を多く保有する一方で、勤労所得の少ない高齢世帯への給付が相対的に手厚くなる可能性を懸念する指摘も見られた(図表12)。この点は、今後、給付付き税額控除の具体的な仕組みを設計していく際に、十分な検討が求められるだろう。

図表 11 給付付き税額控除に対する国内経済学者の評価

質問 日本に「給付付き税額控除」を導入することは税・社会保障制度として望ましい。



(出所) 日本経済新聞・日本経済研究センター「エコミクスパネル」より筆者作成

図表 12 具体的な回答理由(一部抜粋)

回答者	回答	回答理由
佐藤主光教授 (一橋大)	強くそう思う	わが国は勤労者へのセイフティーネットに欠いている。「給付付き税額控除」は低所得の勤労者(非正規・フリーランスを含む)への支援になる。他方、こうした勤労者の収入を正確かつタイムリーに捕捉するインフラ(体制)の構築が不可欠である。
清滝信弘教授 (プリンストン大)	どちらともいえない	給付付き税額控除は社会保障と税の一体改革の一部として検討する意義があるが、財源の見通しなしに導入するのは問題があると思う。
福田慎一教授 (東大)	そう思わない	日本では資産の把握が不完全なため、高齢者を中心に低所得者でも資産の多い方が存在する。

(出所) 日本経済新聞・日本経済研究センター「エコミクスパネル」より筆者作成

また、限界消費性向（追加で得た所得のうち消費に回る割合）の高い低所得者層を主な対象として設計できれば、全世帯が対象となる食料品減税に比べて、同一の財政コスト当たりの消費の押し上げ効果が大きくなる可能性が高い。日本銀行「展望レポート(2016年10月)」によると、日本の国内家計の限界消費性向は低所得者層ほど高く、世帯年収200万円以下の世帯は40%弱、そのうち金融資産が250万円以下の世帯に絞れば約50%と分析されている。一方で、内閣府の分析によるとコロナ禍における特別定額給付金に対する家計全体の限界消費性向は22%程度にとどまったとされる。そのため、限界消費性向の高い低所得者層を主な対象とする給付付き税額控除の効果は、全世帯を対象とする消費税減税や給付金による消費の押し上げ効果の2倍以上になると期待される。

6. まとめ

本稿では、コロナ禍以降の個人消費の動向と、その背景を整理した上で、現在、社会保障国民会議で検討が進められている消費税減税と給付付き税額控除の効果と課題を検討した。家計が直面している物価高を抑えるという点では消費税減税の効果は大きい一方で、個人消費の押し上げ効果は限定的とみられる。他方、給付付き税額控除は、制度を上手く設計できれば勤労者世帯の暮らしを支える社会保障制度として機能することが期待されるだけでなく、個人消費の押し上げ効果についても消費税減税より大きくなる可能性がある。今後、国民会議において消費税減税と給付付き税額控除、両制度の具体化が進められるとみられるが、効果と課題の両面を見据えた慎重な検討が求められよう。

参考文献

- Meyer, Bruce D. and Rosenbaum, Dan T., (2001), “Welfare, the Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers,” *The Quarterly Journal of Economics*, 116(3), 1063 – 1114.

— ご利用に際して —

- 本資料は、執筆時点で信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。